

改 正 案	現 行
第1条～第3条 省略 (一括下請の禁止等) 第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。 (削除) <u>3</u> 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。 (下請契約の締結の制限) 第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が1件で <u>4,500 万円以上</u> (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7,000 万円以上</u>) である下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が <u>4,500 万円以上</u> (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7,000 万円以上</u>) となる下請契約 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外 の者と下請契約を締結してはならない。 (1) <u>工事1件の請負代金の額が500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1,500万円)に満たない工事</u>	第1条～第3条 省略 (一括下請の禁止等) 第4条 建設業者は、その請け負った建設工事をいかなる方法をもってするかを問わず一括して他人に請け負わせてはならない。 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。 <u>3 前2項の規定は、公共工事を除き、元請業者があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には適用しないものとする。この場合においても、一括して他人に請け負わせることは極力避けるものとする。</u> <u>4</u> 建設業者は、不必要な重層下請を行わないこと。 (下請契約の締結の制限) 第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。 (1) 下請代金の額が1件で <u>4,000 万円以上</u> (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>6,000 万円以上</u>) である下請契約 (2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が <u>4,000 万円以上</u> (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>6,000 万円以上</u>) となる下請契約 2 元請業者は、次の各号に掲げる以外の建設工事を下請に出す場合は、建設業者以外の者と下請契約を締結してはならない。 (1) <u>建築一式工事にあっては、工事1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事</u>

改 正 案	現 行
(2) <u>建築一式工事のうち延べ面積が 150 平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事</u> (技術者の適正な配置) 第 6 条 省略 2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が <u>4,500 万円以上</u> (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあつては <u>7,000 万円以上</u>) になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当 該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。 3 省略 4 前項に定める専任の監理技術者は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。 第 7 条 省略 (下請代金の支払条件) 第 8 条 省略 (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。 (2) ～ (5) 省略 (6) 手形期間は、<u>60 日以内</u>で、できる限り短い期間とすること。	(2) <u>建築一式工事以外の工事にあつては、工事 1 件の請負代金の額が 500 万円に満たない工事</u> (技術者の適正な配置) 第 6 条 省略 2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が <u>4,000 万円以上</u> (当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあつては <u>6,000 万円以上</u>) になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当 該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。 3 省略 4 <u>企業団発注工事においては</u>、前項に定める専任の監理技術者は、法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けた者で、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければならない。 第 7 条 省略 (下請代金の支払条件) 第 8 条 省略 (1) 元請業者は、前金払の支払を受けたときは、下請業者に対しての資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前金払として支払うよう努めること。<u>特に公共工事においては、発注者から現金で前金払がなされるので、下請業者に対しても相応する額を現金で前金払するように努めること。</u> (2) ～ (5) 省略 (6) 手形期間は、<u>120 日以内</u>で、できる限り短い期間とすること。

改 正 案	現 行
第9条 省略 (施工体制の把握) 第10条 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が <u>4,500 万円以上</u>（建築一式工事にあつては <u>7,000 万円以上</u>）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 2～4 省略 5 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、<u>発注者に提出しなければならない。</u> 6 省略 7 第1項、第2項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が <u>4,500 万円以上</u>（建築一式工事にあつては <u>7,000 万円以上</u>）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。 8～9 省略 第11条～第13条 省略	第9条 省略 (施工体制の把握) 第10条 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が <u>4,000 万円以上</u>（建築一式工事にあつては <u>6,000 万円以上</u>）になるときは、「施工体制台帳及び作業員名簿（様式第1号又はこれに準ずるもの）」並びに「施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）」を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。 2～4 省略 5 第1項の特定建設業者は、施工体制台帳を工事現場ごとに備え置くとともに、<u>公共工事にあつては発注者に提出し、公共工事以外にあつては発注者から請求があつたときは、その発注者の閲覧に供しなければならない。</u> 6 省略 7 <u>公共工事についての</u>第1項、第2項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が <u>4,000 万円以上</u>（建築一式工事にあつては <u>6,000 万円以上</u>）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。 8～9 省略 第11条～第13条 省略

改 正 案	現 行
(監督職員等) 第14条 <u>企業長</u>は、企業団発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。（様式第11号） 2 指導監督機関の長は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況等報告書（様式第12号）の提出を求めることができる。 附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年1月15日から施行する。 附 則 この要領は、平成26年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年9月3日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和5年4月1日から施行する。</u>	(監督職員等) 第14条 <u>指導監督機関の長</u>は、企業団発注工事の施工状況等を監督する者（以下「監督職員」という。）を定め、速やかに当該工事を直接請け負った建設業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。（様式第11号） 2 指導監督機関の長は、必要に応じ、監督職員に対し工事現場状況等報告書（様式第12号）の提出を求めることができる。 附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成22年1月15日から施行する。 附 則 この要領は、平成26年10月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成27年9月3日から施行する。 附 則 この要領は、平成28年6月1日から施行する。 附 則 この要領は、令和4年4月1日から施行する。 <u>(追加)</u>

改 正 案	現 行
様式第 1 号 《下請負人に関する事項》 ※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第 1 4 条の 2 第 2 項） ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し 様式第 2 号 《再下請負関係》 ※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第 1 4 条の 4 第 3 項） ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し 第 7 号様式 ※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が <u>4,000 万円以上</u>（建築一式工事の場合は <u>8,000 万円以上</u>）となる工事 様式第 13 号 I 事前点検 10. 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が <u>4,500 万円</u>（建築一式工事にあつては、<u>7,000 万円</u>）以上になっていないか	様式第 1 号 《下請負人に関する事項》 ※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第 1 4 条の 2 第 2 項） ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し <u>（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）</u> 様式第 2 号 《再下請負関係》 ※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第 1 4 条の 4 第 3 項） ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し <u>（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）</u> 様式第 7 号 ※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が <u>3,500 万円以上</u>（建築一式工事の場合は <u>7,000 万円以上</u>）となる工事 様式第 13 号 I 事前点検 10. 作成建設業者が特定建設業者でない場合、下請代金の総額が <u>4,000 万円</u>（建築一式工事にあつては、<u>6,000 万円</u>）以上になっていないか

改 正 案	現 行
Ⅱ 現場点検 2. 施行体制等 (2) <u>企業長</u>に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか 4. 下請業者の使用状況 (3) ①当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額 <u>4,000 万円以上</u>（建築一式工事にあつては <u>8,000 万円以上</u>））	Ⅱ 現場点検 2. 施行体制等 (2) <u>指導監督機関の長</u>に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更はないか 4. 下請業者の使用状況 (3) ①当該主任技術者の現場専任制の確認（下請金額 <u>3,500 万円以上</u>（建築一式工事にあつては <u>7,000 万円以上</u>））